

事業安定承継のために

オーナー企業の経営者らにとつて相続の問題は、会社経営そのものに影響が出かねない問題を含んでいる。代々受け継いできた株式の相続方法によっては、事業そのものが根底から揺らぐことにもなりかねない。例えば、子供が3人いるからといって株を均等に3分割してしまえば経営権がぐらつきかねない。

TOMAコンサルタンツグループ（東京都千代田区）は、創業120年という老舗コンサルで、顧客には非上場企業オーナーや個人事業主など、先代、先々代からの付き合いをしている人も多い。そのTOMAが力を入れているひとつが事業承継に関するセミナーだ。東京はもちろん、地方での出張セミナーも開いている。

「株」は簿価ではなく時価で評価されるので、手持ちの現金では相続税が払えなくなるケースがある

し、また、安易に株を各相続人に均等に分割してしまうことは、経営権を手放すことにもなりかねない」と、TOMAの佐藤徹部長。

佐藤さんは「非上場企業では株価はあまり意識されないこともあるので、相続のときの思わぬ盲点となることがある」と指摘する。税制改正では、非上場株式に関する相続税の納税猶予制度の緩和や簡素化も盛り込まれているが、十分に認知されているとはいえない状況だ。

「事業承継は計画的に行うことが大切」と佐藤さん。後継者を早くから決め、株価にも注意を払うことを提案しているという。遺言を書くことも提案する。

「税法」のみにあるのではない。「どう会社をうまく存続させるか」がセミナーの主眼であり、企業の創

業精神をどう引き継ぐかといったこともアドバイスする。

佐藤さんは「ひとつの企業の存続というのは、オーナーだけの問題ではない。社員、その家族、取引先……。多くの人の人生や生活がかかった問題なのです」と強調する。



TOMAのセミナー。同法人とは先代、先々代からの付き合いという参加者もいる